

北九環循施第678号
北九港港整第853号
令和6年1月25日

各位

北九州市環境局
北九州市港湾空港局

産業廃棄物等の受入制限について（通知）

平素より本市の環境行政及び港湾行政につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

本市は現在、北九州市響灘西地区廃棄物処分場（以下「現行処分場」という。）の埋立終了に備え、響灘東地区に次期処分場の建設を進めていますが、物価高騰の影響などにより事業費が増大した結果、当初の予定より開場時期を延期せざるをえない状況になりました。

一方、従来どおり現行処分場に産業廃棄物等を受入れた場合、次期処分場の完成まで現行処分場の供用を継続することができません。ついては、現行処分場及び日明積出基地における産業廃棄物等の受入れを下記のとおりとします。ご理解、ご協力をお願い致します。

なお、次期処分場での産業廃棄物等の受入れについては、今後検討させていただきます。

記

1 受入れを制限する産業廃棄物等

すべての産業廃棄物及び土砂。

ただし、市有施設で発生した産業廃棄物等は除く。

2 制限内容

【令和6年度】

各社、令和2～4年度の年間最大搬入実績量まで受入れを継続。

ただし、1社あたりの上限は5,000トン。

【令和7年度～次期処分場の供用開始（令和14年度予定）まで】

受入れ停止

3 その他

（1）再生利用の推進や、処分先変更の検討に関するご相談は、下記【問合せ先】②にお問合せください。

（2）制限期間中、ひびき灘開発(株)が運営するJP響灘廃棄物処分場では、同処分場の受入基準等を満たし、埋立及び土地利用に支障がないと判断する産業廃棄物等に限り受入れが可能です。詳しくは同社へお問い合わせください。

【問合せ先】

①産業廃棄物の受入れ制限について

環境局施設課

電話：093-582-2184

Mail：kan-shisetsu@city.kitakyushu.lg.jp

②再生利用、処分先に関することについて

環境局産業廃棄物対策課

電話：093-582-2177

Mail：kan-haikibutsu@city.kitakyushu.lg.jp

③次期処分場の建設状況について

港湾空港局整備課

電話：093-321-5975

Mail：kouwan-seibi@city.kitakyushu.lg.jp